



## 6. 走路について

- (1) 競技者は、道路のセンターラインより左側を走り、歩道は走らない。なお、左側の白線を含めた左側は走らない。
- (2) 競技者は、センターラインがなく両側に白線がある道路については、道路の左側を走る。なお、左側の白線を含めた左側は走らない。
- (3) 競技者は、センターラインおよび白線がない道路については、コースになっている道路の左側を走る。

## 7. その他

- (1) 試走については、各校の責任で行なうこと。その際、交通ルールを厳守し、事故には十分注意すること。また、総合運動公園を利用する一般市民の妨げにならないようにすること。公道を使用する試走・ウォーミングアップは、原則禁止とする。
- (2) 駐車については、野球場・プール南側・公園西側の駐車場を利用すること。大会当日、一部の駐車場は利用が制限される。路上駐車は厳禁とする。
- (3) 試走および大会当日とも、樹木を傷つけたり、公園を荒らすような行為をしないこと。
- (4) ウォーミングアップは、指定の場所にて行うこと。(別紙会場図参照)
- (5) 更衣については、各校で対応し陸上競技場の更衣室を使用しないこと。
- (6) トイレについては、総合運動公園内または陸上競技場のトイレを利用すること。ただし、陸上競技場更衣室横のトイレは使用しないこと。
- (7) 駅伝コースを横切るときは、大会運営および競技者の障害とならないようにすること。役員が配置されている場所については、役員の指示に従って横切ること。
- (8) 選手待機所への立ち入りは選手のみとする。付き添いの立ち入りも禁止する。
- (9) 楡形総合公園特設周回コースを含む大会会場へ来場する生徒は、大会申込をした選手と県駅伝大会に関係する3年生のみとする。
- (10) 応援については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため沿道を含むコース上、大会会場での保護者や生徒の応援を禁止とする。
- (11) 伴走行為は禁止する。審判長により伴走行為と認められた場合、該当チームは失格とする。
- (12) 大会当日、選手の安全確保のため9:30から競技終了までの間、野球場駐車場及び公園西側からの車両の出入りを禁止する。
- (13) 競技中、コースへの各校関係車両の進入を厳禁とする。審判長により違反行為と認められた場合、該当チームは失格とする。  
※関係車両とは、各校の付き添い、選手輸送、引率、伴走、応援等の行為に使用する自動車、バイク、自転車などを指す。保護者の方も含める。
- (14) 大会前に本部より送付された事項、および監督会議での申し合せ事項を厳守すること。
- (15) (1)～(14)について、選手・応援生徒・教職員・保護者に対して、事前に周知徹底して大会に臨むこと。